

『そうしん個人インターネットバンキング（ワンタイムパスワードサービス利用追加規定）』新旧対照表

※ 部が改定（追加・変更・削除）内容です

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 ～ 第4条 （略）</p> <p>第5条 トークンの利用期限</p> <p>1. ハードウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限は、ハードウェアトークンの電池切れ等によりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。</p> <p>第6条 ～ 第12条 （略）</p> <p>第13条 規定の変更等</p> <p>当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ当金庫所定の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。</p>	<p>第1条 ～ 第4条 （略）</p> <p>第5条 トークンの利用期限</p> <p>1. ハードウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限は、ハードウェアトークンの電池切れ（追加）によりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。</p> <p>第6条 ～ 第12条 （略）</p> <p>第13条 規定の変更等</p> <p>当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ当金庫ホームページでの表示、店頭表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。</p>